

別表六の二(四)

「18」欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

中小連結法人の試験研究費に係る法人税額の特別控除に関する明細書		連 事 年	結 業 度	・ ・ ・ ・	法人名					
試験研究費の額の合計額 (別表六の二(四)付表「2」)		1	円	調整前連結税額 (別表一の二(一)「2」、別表一の二(二)「2」又は別表一の二(三)「2」)		10	円			
控除対象試験研究費の額の合計額の計算	同上のうち特別試験研究費以外の額の合計額	2		当期	税額	平均売上金額の合計額 (各連結法人の別表六の二(七)「10」の合計)	11			
	(1)のうち中小連結法人の試験研究費に係る税額控除の対象とする特別試験研究費の額の合計額	3		税	基	試験研究費割合 $\frac{(1)}{(11)}$	12			
	控除対象試験研究費の額の合計額 (2) + (3)	4		額	割	(12) > 10%の場合の特例加算割合 $(12) - \frac{10}{100} \times 2$ (小数点以下3位未満切捨て) (0.1を超える場合は0.1)	13			
				基	合					
税額控除割合の計算	増減試験研究費の合計額 (各連結法人の別表六の二(七)「5」の合計)	5		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>「18」欄</p> <p>中小企業技術基盤強化税制を適用している場合</p> <p>① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の9第3項」</p> <p>② 「区分番号」欄：「10579」</p> <p>③ 「適用額」欄：「18」欄の金額</p> </div>						
	増減試験研究費の額 (1) - (5)	6						算	$(10) \times (0.25、(0.25 + (13)) \text{又は} (14))$	15
	増減試験研究費割合 $\frac{(6)}{(5)}$	7						当期税額控除可能額 (9)と(15)のうち少ない金額	16	
税額控除割合 $\frac{12}{100} + ((7) - \frac{5}{100}) \times 0.3$ (小数点以下3位未満切捨て) (0.17を超える場合は0.17とし、0.12未満の場合又は(5) = 0の場合は0.12とする。)	8		調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(二十五)「7の②」)	17						
中小連結法人税額控除限度額 (4) × (8) 又は 0.12	9	円	法人税額の特別控除額 (16) - (17)	18						

別表六の二(四) 平三十・四・一以後終了連結事業年度分